平成２６年（フ）第３６号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番29号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地　県営下水流団地Ａ棟16号
債務者　黒木　　崇
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３７号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番29号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町上町４丁目24番地　県営下水流団地Ａ棟16号
債務者　黒木　理沙
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１７７号
北九州市八幡西区岡田町７番30―211号
債務者　樋口　彰宏
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１６号
北九州市小倉南区志井１丁目５番11号
債務者　中野　　浩
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８号
静岡県下田市大沢1599番地の292
債務者　大沢　清二
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯久保力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第３７０号
大阪府富田林市加太１丁目12番３号
債務者　東　　豊子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
堺市西区上384番地２
債務者　松浦　禮子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
京都市伏見区久我東町６番地29　エクセル久我の杜402、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町333番地12
債務者　河井　　大
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山地　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
宮崎県延岡市北浦町古江2529番地
債務者　芝崎　榮二
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３５７号
名古屋市北区上飯田北町２丁目42番地　エクセレント21―405号
債務者　小川　孝智
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
金沢市藤江北１丁目505番地　マーベラスＦⅡ103号、従前の住所金沢市諸江町下丁124番地１
債務者　平川　明志
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７１０号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目151番地２　グランド・ガーラ横浜伊勢佐木町606号室
債務者　鶴崎　大亮
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新関　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４９号
横浜市港北区下田町４丁目１番12―114号
債務者　藤島　　勇
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７３号
北海道岩見沢市７条西３丁目12番地
債務者　彦田　美帆
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１３４号
岩手県奥州市江刺区八日町１丁目６番36号石川荘
債務者　佐藤ヒロ子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７号
新潟県上越市加賀町11番10号シャトリオン101号
債務者　松尾　美穂
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６３１号
愛知県小牧市常普請３丁目28番地　パークサイドナカシマ105号
債務者　桂川喜美子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部